

別紙4 【新規】タブレットカバー等仕様書

- ① タブレットカバーを外さなくても、タブレットをキーボード及びクレイドルへ接続できること。
- ② タブレットカバーを外さなくても、タブレットを保管庫に入庫できること。
※キーボード部分が接続されている場合であっても、されていない場合であっても、入庫できること。
- ③ タブレットカバーを外さなくても、タブレットのカメラ機能（フロント・リア両方）を使用できること。
- ④ タブレットカバーを外さなくても、画面直下の Windows マーク（ボタン）にタッチできること。
- ⑤ タブレットカバーが（書画カメラ機能の代わりに際の際の）スタンドになること。
※スタンドの傾きを微調整できる方がよい。
- ⑥ タブレットカバーを外さなくても、端子（HDMI、ACアダプター等）を使用できること。
- ⑦ タブレットカバーに、首や肩にかけることができるストラップを着脱できること。
※ストラップも付属しておくこと。
- ⑧ タブレットカバーに、手持ち部分を取り付けること。
- ⑨ タブレットにキーボード部分を接続した状態で折りたたんでも、タブレットカバーでキーボード部分を覆うことができること。
- ⑩ 画面に貼るフィルムも付属しておくこと。フィルムは、感度の良いものを選ぶこと。
- ⑪ 落下してもタブレットが故障しにくい工夫をすること。
例）タブレットの角をカバーで覆うなど。
- ⑫ 持ち運びに適した軽くて丈夫な素材にすること。

以上